

令和5年第7回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年7月26日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

9番 上池 如夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第15号非農地証明について

第3 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について

第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について

第5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第7回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは、9番 上池如夫委員の1名です。)

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

〔議長〕

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7番小笠原章人委員、8番三谷晴喜委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第15号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の2ページの非農地証明願をご覧ください。議案第15号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、XXXXXXXXXX他1筆で、台帳地目は田と畑、現況地目は山林となっております。申請者は記載のとおりです。こちらについては、7月13日に担当委員の三谷委員と事務局永野、都築で現地確認を行いました。

申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林となっており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第15号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

はい、8番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第15号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第16号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、13ページ目をご覧ください。議案第16号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■で、申請理由は売買です。登記地目は畑で、現況地目も畑となっており、面積は1,601㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

7月13日に譲受人立会いのもと上池委員と事務局永野と都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料24ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、18ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関するの現地調査についても、先に述べたとおり7月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員より説明を求めます。9番上池如夫委員。

〔上池如夫委員〕

はい、9番上池如夫です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断しました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

本日配布してあります資料の当該変更に係る土地一覧表(編入案件)をご覧ください。今回の変更につきましては、編入案件が1件1筆、となっております。

編入案件については、中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。こちらについては、中山間直接支払制度担当者とともに、現地確認をおこなってまいりました。編入案件については、ほ場で営農が行われています。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、編入面積が512㎡となります。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料については本日お渡ししております資料となります。農業関連法案の改正に基づき、基本構想の変更を行うため、大豊町長から意見を求められています。改正された農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日から施工されました。これに伴い、令和5年6月末までに県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が変更されました。市町村の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想は、県の基本方針に即したものと規定されており、法施行令第2条により基本構想は基本方針の期間につき定めるものとされており、今回改正する主な変更点について、説明させていただきます。

まず、第1 農業経営基盤強化促進に関する目標については使用する文言の統一を行いました。

第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標については、文言の修正を行いました。

第2の2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年党が目標とすべき農業経営の指標については、2桁の数字を半角に、1桁の数字を全角にそれぞれ修正を行いました。

第3は、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する

る事項については、農業を担う者の確保及び育成の考え方や就農等希望者の受入体制の確保、町内の関係機関との役割分担、連携の考え方、町が主体的に行う就農等促進のための取り組み、就農等希望者の受け入れから定着に向けたサポートの考え方や取組について追加記載を行いました。

第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項については、県の基本方針の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標2つを追加記載し、そのほか県の基本方針の変更に伴い文言の修正を行いました。

第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項については、町が自ら実施する農業経営基盤強化促進事業の推進に関する3つの方針を追加記載し、上記方針変更に伴い実施しない事業を削除しました。

以上が主な変更点となります。説明は以上です。

〔議長〕

先ほど、事務局から説明のありましたことについて、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

それでは日程第5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、原案のとおり意義のない旨の回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

全員挙手ですので、原案のとおり異議のない旨回答することに決定いたします。次に、日程第6 その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

・地域計画について

次回8月総会の日程については、8月23日(水)10時からを予定しております。よろしく申し上げます。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第7回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。